

審査の結果の要旨 氏名 西田友広

本論文は、「検断」と呼ばれる刑事事件の処理のあり方（警察、検察、断罪）を通じて、日本中世の国制に迫ろうとしたものである。鎌倉幕府の成立によって、中世国家が朝廷（公家）・幕府（武家）の二大要素から構成されるに至った事情に応じて、第一部で鎌倉幕府、第二部で朝廷、第三部で両者の相互関係を扱うという、整然とした構成になっている。扱われる時代はほぼ鎌倉時代に限定されている。

第一部第一章では、中世国家の軍事・警察機能を「諸国守護権」と名づけ、鎌倉幕府がそれを担っていくことを通じて、朝廷と並ぶ国家的存在として自己形成を遂げるが、御家人を超えて武士階級一般にまで権力基盤を拡大しえず、滅亡への道をたどった、と展望する。第二章・第三章では、幕府の検断機能の要を占めた守護をとりあげ、権断手続きのなかで作成される守護注進状という文書と、守護の管轄する「国」の現地に置かれた守護所の活動を通じて、幕府の検断機構が整備されていく様相を明らかにする。第四章は、一通の紙背文書を通じて、幕府検断が権門寺院のそれに優越していく状況を示す。

第二部は、朝廷が全国に犯罪人の追及・逮捕を命じるときに出された「衾宣旨（ふすまのせんじ）」という文書に初めて本格的な分析を加えたもので、事例の網羅的な収集をもとに、様式・機能・効力を古文書学の手法で分析し、さらに権門寺院や鎌倉幕府が衾宣旨にどう対応したかを明らかにする。結論としては、衾宣旨を朝廷のもつ諸国検断権を体現する文書と評価し、幕府による諸国守護権の占有という通説を批判する。

第三部は、第一部・第二部の検討を総括して、鎌倉幕府権力の生成から滅亡にいたる推移を、検断をめぐる朝廷・寺社本所との関わりという観点から、時系列的に叙述する。終章では、検断を通じて見れば、朝廷と幕府はともに独自の国家と捉えることができ、両者が同一の国土の上に並存していたのが鎌倉時代の国制だと結論づける。

鎌倉時代の土地制度を、幕府が御家人を地頭に任命して現地支配に介入する「地頭領」と、地頭が設置されない「本所一円地」の二系列でとらえ（「地頭領・本所一円地体制」）、前者では、守護が入部して検断を実行することで、御家人の領主検断が「諸国守護権」に接続され、幕府を国家的軍事・警察機能の担い手たらしめた、という見取り図は、本論文の核心をなすものである。この観点の確立によって、第一に、守護の役割の決定的重要性が視野にとらえられるとともに、守護のもとでの支配機構が幕府の模倣に止まらない独自性を備えており、次代の守護領国制の母胎となったことが明らかにされた。第二に、「本所一円地」を支配下に組み込む論理をもちえなかったことが幕府の命取りになる、という展望が開け、幕府が「本所一円地」の検断に衾宣旨の発給を求めたという事実とあいまって、朝廷を「諸国守護権」の主体として位置づけるという視角へと繋がった。

幕府と朝廷以外の検断主体については、寺社本所について多少の言及はあるものの在地社会等を扱っていないこと、また、第三部で独自の分析作業が不十分なため、第一部・第二部の要約に終わった観が否めないことなど、改善すべき余地はあるが、検断という視点を堅持して粘り強い作業を積み重ね、中世国家の姿までを見通したことは、本論文の大きな成果である。よって本委員会は、本論文を博士（文学）の学位を授与するにふさわしい業績として認めるものである。